

令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託

企画提案実施要領

1 目的及び趣旨

(1) 目的

千葉市では、被保険者の健康の保持・増進及び医療費の適正化のため、特定健康診査を実施している。千葉市の特定健康診査受診率（令和6年度33.3%）は、国の目標である60%に到達していないことから、特定健康診査未受診者に対して効果的かつ効率的な方法で受診勧奨を実施することが必要である。

そのため、本業務については企画提案方式により委託業者の選考を行い、予算の範囲内で最も効果的かつ効率的な業務実施が期待できる者に委託することとする。

2 委託業務

(1) 件名

令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託料

金 29,770千円（消費税込）を上限とする。

※通知送付や電話等の通信に係る費用等を含む。

※委託内容のうち数量をあらかじめ確定できない部分は、単価契約とする。

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- ク 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- （2）令和2年度から令和6年度までに健（検）診事業の受診勧奨業務の受託実績があること
- （3）ISO／IEC 27001若しくはJISQ 27001の認証を受け、又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得していること。

5 参加に関する手続

（1）スケジュール【予定】

内 容	日 程
① 企画提案実施要領公表	令和8年1月27日（火）
② 質問受付	令和8年1月27日（火）～令和8年2月2日（月）
③ 質問回答ホームページ掲載	令和8年2月9日（月）
④ 参加申込書受付	令和8年1月27日（火）～令和8年2月13日（金）
⑤ 参加資格確認結果通知書送付	令和8年2月25日（水）
⑥ 企画提案書受付	令和8年2月25日（水）～令和8年3月4日（水）
⑦ プレゼンテーション開催	令和8年3月16日（月）
⑧ 選考結果の通知	プレゼンテーション開催後

※⑧については、正式に決定次第、プレゼンテーション参加者宛て連絡する。

※スケジュールは参加申込業者数等により、変更となる場合がある。変更の場合は千葉市ホームページで周知する。

（2）参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月13日（金）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1丁目35番 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 健康診査指導班

エ 提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）企業概要（様式3）

- ・提出期限日時点の情報を記入すること。
- ・新設分割等により、企業の名称の変更となった場合はその旨を備考欄に記入すること。

(エ) 委託業務の実施体制（様式4）

千葉市との間で受診勧奨業務を進めていくにあたり、どのような体制で行うのかがわかるよう記載すること。

(オ) 類似の受診勧奨業務の実績（様式5）

- ・令和2年度から令和6年度までの健（検）診事業の受診勧奨実績で、業務の履行が完了しているものを2つ記載すること。その際、以下の優先順位により主なもの（受診率向上値の大きい実績）を記載すること。

第1位 市町村国民健康保険の特定健康診査

※特定健診の対象者数や受診率は、法定報告の値とする。

第2位 市町村が実施する特定健康診査以外の健診または検診（がん検診等）

第3位 市町村以外が実施する健診または検診（がん検診等）

※複数年度の継続した受診勧奨業務の実績を有する場合、受診率向上値の大きい年度の実績を記入すること。

※国民健康保険団体連合会や県と契約し複数の自治体が参加している実績を有する場合、受診率向上値の大きい市町村国保の実績を記入すること。その際、備考欄に該当市町村名を明記すること。

(カ) (オ) に掲げる実績（（様式5）に記載したもの）に関して、その事実や内容が確認できる契約書及び仕様書等の写し

(キ) 参加資格要件の（3）を満たすことがわかるもの。

オ 参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格の確認を行い、令和8年2月25日（水）までに参加決定の可否について、電子メール及び書面により通知する。

(3) 内容に関する質問

本企画提案の実施においては、説明会を行わないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。また、企画提案書に記載する見積りを作成するにあたり必要な数量で、別紙参考資料別表1「本業務に係る数量」に記載がないものや、企画提案書を作成するにあたり、事前に必要なデータ及び資料の提供の希望がある場合は、この期間に質問・要望をすること。

ア 受付期間

令和8年1月27日（火）午前9時から令和8年2月2日（月）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールによる。電子メール以外の方法での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けない。電子メールの件名は、「令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 企画提案質問書 ○○（会社名）」とし、質問書を提出するときには、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

提出先Eメールアドレス： health.hoken@city.chiba.lg.jp

ウ 提出書類

質問書（様式6）

エ 質問に対する回答

令和8年2月9日（月）までに、ホームページにて公開する。

なお、質問の回答内容については、本募集要領の追加又は修正とみなす。

（4）企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書等を提出すること。

ア 提出期間

令和8年2月25日（水）午前9時から令和8年3月4日（水）午後5時必着

※郵送の場合も、上記期限日必着のこと。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、千葉市では責任を負わない。

ウ 提出先

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1丁目35番 千葉ポートサイドタワー11階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 健康診査指導班

エ 提出書類

（ア）令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 企画提案提出資料（様式7）

（イ）企画提案書

※企画提案書の内容、提出にあたっての留意事項については、才以降を参照のこと。

オ 企画提案書の内容

仕様書を熟読の上、下記の表に記載する全ての項目を盛り込むこと。

項目	内容
実施体制	当業務に係る職員の配置・教育体制
	危機管理及び個人情報の保護等の体制
実施方法	事業実施計画及び具体的な勧奨方法 (主に下記について、具体的に記載すること) ・対象者の選定方法や勧奨方法 ・実施時期 ・通知のデザイン ・これまでの受診勧奨業務実績をふまえ、自社において分析した内容が本提案にどう反映されているか 等
事業費	見積額内訳 ※併せて勧奨総数(通数)が確認できるように明記すること。

※事業費の見積については、通知の送付費用や電話勧奨費用等、数量が未確定のものは見積単価に予定数量を乗じて算定すること。（別紙参考資料別表1「本業務に係る数量」等に記載

のない数量で、見積りに必要なものや事前に必要なデータの提供希望がある場合は（3）内容に関する質問とあわせて受付期間中に質問・要望をすること

カ 提出にあたっての留意事項

- (ア) 提出は1参加者につき1提案とする。
 - (イ) 企画提案書の提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とする。
 - (ウ) 仕様は、A4版（横書き）とし、両面印刷や再生紙の使用は可能とする。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。なお、図表等は必要に応じて、A3版折り込みも可能とするが、この場合、A4版2ページと数えるものとする。
 - (エ) 企画提案書作成に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）とする。
 - (オ) 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本については、企業名やロゴマークを記載しない等、企画提案書の内容から提案者が判明・特定できないような処置を講ずること。
 - (カ) 表紙には、①宛名「千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課」、②タイトル「令和8年度千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託 企画提案書」、③提出年月日、④会社名（※正本のみ）を記載すること。
 - (キ) 目次には、本要領6—（1）に記載の評価項目に該当するページがわかるように記載すること。（記載例：「イ 実施体制 ○～○ページ」、「ウ 受診率向上の工夫 事業実施計画 ○～○ページ」等）
- キ 提案内容（本文）は40ページ以内（表紙、目次、あい紙等を除く。）とし、使用する文字のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ク 提案内容（本文）のうち、委託料見積の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、合計金額を明記する。
- ケ 企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。
- コ 別紙仕様書の「4 業務内容（3）勧奨事業の実施 ア 勧奨実施方法について」に主な勧奨方法として、文書や電話、ショートメッセージサービスの留意点を記載しているが、これらの勧奨方法をすべて実施する必要はない。その他の勧奨方法も含め、効果的かつ効率的で実現可能な受診勧奨の提案を記載すること。
- サ 本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次千葉市と協議して決定することとなるので留意すること。

6 委託業者の選考

（1）プレゼンテーションの開催

下記の要領で、企画提案書提出者によるプレゼンテーション（選考会）を行う。なお、別途要綱に基づき設置している千葉市特定健康診査受診勧奨業務委託契約検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。なお、下記の日程等は予定であり、集合時間や会場の詳細は別途連絡する。

ア 日 時 令和8年3月16日（月）午後

イ 会 場 千葉市役所本庁舎（千葉市中央区千葉港1番1号）
ウ 出席人数 各者3人までとする。
エ 時 間 1者あたり、25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）
※参加申込者数により変更となる場合がある。

オ 留意事項

- (ア) プロジェクタ、プロジェクタとパソコンを接続するHDMIケーブル、及びスクリーンは千葉市が用意するが、パソコンの貸出は行わないで留意すること。なお、接続等のトラブルがあった場合は千葉市では責任を負わない。
- (イ) 発表については、事前に提出した企画提案書に基づくものとし、発表中の追加資料（勧奨資材のサンプル等）の配布は認めない。
- (ウ) プrezentationは、千葉市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、非公開で行う。

(2) 選考方法及び選考基準

ア 選考方法

企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者（以下「最優秀提案者」という。）を第1位として選考する。なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第1位として決定する。その際、概算見積額も同額だった場合には、検討委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。

なお、提案者が1者のみの場合も審査を行うこととし、点数が60点以上であれば受託候補者とする。また、提案者が2者以上あり、最優秀提案者の点数が60点未満の場合、委託業者として選考しない場合もあるので留意すること。

イ 選考基準

選考にかかる審査項目、評価の視点、配点（100点満点）は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
ア 健（検）診等の受診率向上実績	健（検）診等の受診勧奨業務を受託し、受診率を向上させた実績があるか	10点
イ 実施体制	業務を遂行するための、職員の配置、教育体制、危機管理・個人情報の保護等の体制が整っているか	20点
ウ 受診率向上の工夫	事業実施計画	事業実施計画の内容について、受診率向上できる根拠が示された提案になっているか（10点）
	対象者の分析及び選定	健診対象者を分析し、勧奨すべき対象者を特定し、受診率が向上できる根拠が示された提案となっているか（10点）
	継続受診対策	継続受診（※1）に向けた勧奨として、その勧奨方法や実施時期、回数、内容等、根拠が示された提案となっているか（10点）

	長期未受診者 対策	長期未受診者（※2）の受診に向けた勧奨として、その勧奨方法や実施時期、回数、内容等、根拠が示された提案となっているか（10点）	
	40代、50代 対策	40代、50代の受診に向けた勧奨として、その勧奨方法や実施時期、回数、内容等、根拠が示された提案となっているか（10点）	
エ 提案の独自性	千葉市の実施体制や、これまでに実施した勧奨策をふまえた上で、工夫された独自の提案になっているか。	10点	
オ 事業費	費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳・金額は適切であるか。また、提案が明確で、確実に実現出来るものになっているか。	10点	
合 計		100点	

※1 継続受診：前年度の特定健康診査受診者が、当年度特定健診を受診することを指す。

※2 長期未受診者：過去3年連続特定健康診査の未受診者（通院中の者も含む）を指す。

- ・本委託に係る本業務に係る数量や千葉市の主な受診勧奨実績、千葉市が抱える課題等は、別紙参考資料を参照すること。
- ・アの項目の点数は、企画提案参加申込み時に提出する「類似の受診勧奨業務の実績（様式5）」に基づき事務局が算出する。
- ・イ～オの各項目の点数は、検討委員会の委員長及び各委員が採点した点数の平均とする。

（3）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 見積額が、本要領2-（4）に記載する委託料を超過した場合
- イ 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類に重要な誤脱があった場合
- オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- カ 審査の公平を害する行為があった場合
- キ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（4）選考結果の通知

選考結果については、プレゼンテーション開催後、採用、不採用にかかわらずプレゼンテーション参加者全員に電子メールにより通知する。また、最優秀提案者については企業名・点数を、最優秀提案者以外の参加者については点数のみを、千葉市ホームページに掲載するものとする。なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

7 契約方法

- (1) 最優秀提案者の決定後は、最優秀提案者との間で詳細な業務内容及び契約条件について協議・合意した後に見積書を徵収し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。
- (2) なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

8 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
- (3) 採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
- (4) 提出書類や選考結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (5) 本企画提案に関連し知り得た情報については、千葉市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- (6) 当該委託にかかる令和8年度当初予算の議案議決が得られない場合は、契約手続を中止する。なお、これに伴う責めを千葉市は一切負わない。

9 問合せ先

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課 健康診査指導班

〒260-0025

千葉市中央区問屋町1丁目35番 千葉ポートサイドタワー11階

電話 043-238-9926

Eメール health.hoken@city.chiba.lg.jp